

第6章 計画作成についてのFAQ

質問事項	回答
<p>避難行動要支援者の同意のもと、市町村より名簿情報を受けている支援者が、平常時からの取り決めに基づき、発災後、安否確認や避難支援を行った場合の事故について何らかの補償が必要だが誰が負担すべきなのか。</p>	<p>避難支援等実施者が安否確認や避難支援を行うことは、災害対策基本法第 65 条第1項に規定される「応急措置の業務」に該当することから、第 84 条第1項の損害補償の対象となります。</p> <p>https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=336AC0000000223</p> <p>なお、個別避難計画は、計画に基づく避難支援等が必ず実施されることを保証するものではありません。避難行動要支援者の避難を支援する者等に対し、その結果についての法的な責任や義務を負わせるものではなく、あくまで避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高める性格のものであります。</p>
<p>福祉専門職に計画作成の全てを委託されているが、避難支援等実施者が見つからない課題への対応をどのようにすればいいか。</p>	<p>計画作成の全てを委託する場合でも、市町村で根幹となる方針を決めておくことが重要です。避難支援等実施者が見つからない場合は、地域調整会議の開催などが考えられます。また、避難支援等実施者は組織や団体も記載することができますので、個人の方にこだわる必要はありません。</p> <p>なお、取組指針の P81 では「特に必要な内容に絞って記載して作成することから始め、更新の機会等を活用して記載する内容の充実を図る方法も考えられる。」との記載もあることから、避難支援等実施者については空欄として、更新時などに改めて記入する方法もご検討ください。</p>
<p>個別避難計画作成に係る地方交付税措置について詳細を教えてください。</p>	<p>『令和5年度地方交付税制度解説(単位費用編)』によれば、「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成」について、人口10万人あたり400万円が措置されています。地方交付税ですので、補助金とは異なり、特定の事業(個別避難計画の作成)の実施に限定して交付されるわけではありません。各市町村において、財政部局と協議して予算化する作業が必要です。</p>

<p>個別避難計画情報を提供された避難支援等関係者が、当該計画に記載されている個人情報第三者に漏らした場合の罰則はあるのか。</p>	<p>取組指針 P118 参照。(以下抜粋)</p> <p>「個別避難計画情報を提供先として想定される者のうち、職務として避難支援等に携わる消防機関や警察機関、自衛隊等の職員については、地方公務員法等において秘密漏えいに関する罪が設けられており、仮にこれらの者が個別避難計画情報を外部に漏えいした場合には、これらの法令に基づき所要の罰則が課せられる。</p> <p>一方、自主防災組織の構成員など、職務としてではなく善意に基づき無償で避難支援等に携わる民間人については、個別避難計画情報の受領について過度な心理的負担を課し、「共助」による避難支援等の裾野自体を限定的なものとするものがないよう、本法（災対法）では守秘義務違反に対する罰則を設けていない。ただし、この場合においても、個別避難計画情報が漏えいし、民事上の損害賠償訴訟が提起された場合には、本条の義務違反が不法行為責任の認定根拠となり得るのでその旨留意されたい。」</p>
<p>個別避難計画に記載されている避難支援等実施者が何らかの理由により、災害発生のおそれ、あるいは災害発生時などに当該計画に記載されている避難行動要支援者の避難支援を実施できなかったことにより、当該要支援者が負傷、あるいは死亡した場合などの責任はどうなるのか。</p>	<p>取組指針 P13 参照。(以下抜粋)</p> <p>「個別避難計画は、よりよい避難を実現しようという趣旨のものであって、市町村や、個別避難計画作成の関係者等に対して、計画に基づく避難支援等の結果について法的な責任や義務を負わせるものではない。」</p>